**旧森家住宅改修工事実施設計委託業務公募型プロポーザルについての質問及び回答**

（回答日）令和５年8月８日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 質問項目 | 質問内容 | 回答 |
| １ | **共同企業体について** | 本プロポーザルに、共同企業体での参加は可能でしょうか。 | 共同企業体での参加は可とします。ただし、追加資料としてホームページに添付してある「共同企業体届出書兼委任状」と「共同企業体協定書」を提出してください。 |
| ２ |  | 共同企業体で参加する場合、代表企業および構成員のいずれもが、プロポーザル募集要領の「3\_資格要件」の全てを満たしている必要がありますか。特に（1）について、共同企業体の構成員（代表企業でなく）が、「内子町入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）」に登録されている必要がありますか。 | 資格要件の（１）については、代表となる企業が令和５・６年度「内子町入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）」の建築一般・建築専門の両方に登録され、競争入札参加者の資格を得ていれば参加可能とします。（２）～（６）の要件は共同企業体の代表企業・構成員の全てが満たしている必要があります。なお、登録は令和５年８月14日の参加表明書受付締切までに申請し、同年９月７日の技術提案書類等受付締切までに受理されている必要があります。 |
| ３ |  | JV が可能な場合、「様式１－２、１－３」の設計事務所概要、設計事務所の実績、事務所の設計業務実績には JV 全体での内容を記載すればよいでしょうか？ | 様式1-2、1－3は、構成企業ごとに事務所概要、実績、設計業務実績を記載してください。ただし、事務所実績及び設計実績については、構成企業が担当する主たる業務について内容の記載をお願いします。（質問６も参照のこと） |
| ４ | **参加表明書の作成について** | 類似の設計業務の受賞実績等について、設計監理業務を行った事業が施主名等で受賞されている場合でも明記してよろしいでしょうか。 | 施主名等で受賞したものを実績として明記する場合は、報道発表資料などにより当該設計事務所や担当者が関わっていることが証明できるものを添付してください。 |
| ５ |  | 総括責任者及び主任技術者は、それぞれ別の者が担当する必要がありますでしょうか。兼任は可能でしょうか | 兼任することは可とします。 |
| ６ |  | 様式１―２「設計事務所の概要」に記載する技術職員の資格・担当人数は、当社に在籍している全職員の人数を記載するのでしょうか。 | 本プロポーザル業務に主体的に参加が可能であり、かつ設計業務を行う人数を分野別に記載してください。なお様式1-2備考のとおり、複数の分野を担当する職員については最も得意とする分野への記入としてください。 |
| ７ |  | 「様式１－２」の設計事務所概要については外注協力事務所を含めて人数を記載してもよいでしょうか？ | 共同企業体である場合を除き、協力事務所の人数、資格等は含まないものとします。 |
| ８ |  | 「様式１－４」の備考２に「主任技術者が協力事務所・・・」とありますが、担当主任技術者を元請事務所と外注協力事務所（構造設計事務所等）から計 2 名を記載してもよろしいでしょうか？また、１名でなければならない場合、受賞実績のある外注協力事務所を優先して記載してもよろしいでしょうか？ | 担当主任技術者については、元請事務所と協力事務所の２名記載で支障ありません。ただし、２名以上記載する場合は、担当する業務を明記するようにしてください。 |
| ９ | **技術提案書の作成について** | 技術提案書作成要領の「3 技術提案書作成にあたっての留意事項」（2）に、「各評価テーマにつきA3判ヨコ3枚以内」とありますが、これは、テーマ1・2・3それぞれ3枚以内計9枚以内という解釈でよろしいでしょうか？ | お見込みのとおりです。各テーマ１枚以上、３枚以内でお願いします。 |
| 10 |  | 技術提案書作成要領４の「参加表明書の提出」とあるのは、「技術提案書の提出」と読み替えてもよろしいでしょうか。 | 記載誤りです。「参加表明書の提出」を「技術提案書の提出」とし、技術提案書作成要領４を訂正いたします。 |
| 11 |  | 技術提案書(様式2-3)のA3判ヨコを折り込んで郵送してもいいですか。 | 折り込んでも大丈夫ですが、ホチキスや製本テープを使用して、技術提案書を綴じないようにお願いします。 |
| 12 |  | 技術提案書(様式2-3)について、今までの業務実績からの施工写真を用いて、技術提案を行ってもよろしいでしょうか。 | 業務実績からの施工写真を用いた技術提案は可とします。 |
| 13 |  | 別紙1.委託業務仕様書/6.設計概要にある各建物の用途は決定事項でしょうか？　用途の追加提案は可能でしょうか？ | まだ確定事項ではないので、用途の追加提案は可とします。 |
| 14 |  | ライフサイクルコスト削減について、解体工事費を除いて、イニシャルコスト（改修工事費）とランニングコストの削減について提案をしたのでよろしいでしょうか。また、改修工事費について予定金額はありますでしょうか。 | 質疑のとおり、解体工事費を除いてイニシャルコストとランニングコストの削減について提案をお願いします。また、改修工事費については4億円程度を予定しております。 |
| 15 | **審査等について** | 「参加者が多数の場合は参加表明書に基づいて審査を行い、対象者を5社程度選定する。」とありますが、審査基準についてご教示ください。  また、審査の合否通知日時を教えてください。 | 応募者多数の場合は、８月16日に審査を実施します。参加表明書に記載されている内容に基づき、設計事務所の業務履行能力及び本業務に類似する設計実績など（伝統的建造物の改修・活用実績等）について審査を行い、対象者を選定することとしています。  選考結果（審査がなかった場合も）は８月16日午後６時頃に参加表明書に記載されたE-mailへご連絡します。 |
| 16 |  | 「評価基準に基づいて外部有識者の意見(採点等)を聴取した上で評価する。」とありますが、外部有識者及び審査員の事前公開はされますか。 | 事業者選定後に公開する予定です。 |
| 17 |  | 評価合計得点が同じ場合の選定基準についてご教示ください。 | 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定します。なお価格提案書の金額も同じ場合は、当該事業者に再度、価格提案書のみを提出してもらい、最も安価な者を候補者とします。 |
| 18 | **仕様書の内容等について** | 別紙1.委託業務仕様書/6.設計概要【1期～3期設計共通】”テナント部分については様々な利用形態に対応出来る計画とすること。”とありますが、実施設計委託業務内においても対応可能な状態(スケルトン状態)までとし、テナント(店舗設計)の設計業務は含まれないものとして考えてよろしいでしょうか？ | １期設計の事業規模（提案限度価格）には、テナントの設計業務を含んでいます。当初としてはカフェと物販スペースを想定していますが、利用形態が変わった場合などに対応できるよう、フレキシブルな部分やスケルトン状態にする部分などの技術提案をしていただけたらと考えています。  ２期設計の米蔵の内装については、テナントに入る業者と連携するため、スケルトン状態を想定。駕籠蔵については、貸しスペースとして利用形態を考えているので、内装までの設計業務を含みます。 |
| 19 |  | 別紙1/委託業務仕様書/8.許可申請事務/(2)各種許可申請・届事務を受託者に委任するとありますが、実施設計に際して関わる例えば、建築基準法関係、消防法関係、上下水道申請、電気受電関係という認識でよろしいでしょうか。また、テナントの為の飲食業の許可や電話の引込等については別途という考えてよろしいでしょうか。なお、上下水道や電力申請等については、施工会社の協力を得てもよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。また、上下水道や電力申請等については、施工会社の協力を得ることは可とします。 |
| 20 | **その他** | 現況図面のCADデータがある場合、実施設計図作成時に利用させていただけますか。 | 契約後、受注者に提供いたします。 |
| 21 |  | 技術提案書作成要領の「3 技術提案書作成にあたっての留意事項」に「（別紙○ 技術提案書の表現例を参照）」とありますが、添付あるいはURLが示されていないので、こちらの対応をお願いします。 | 「別紙○ 」を「別紙５」に訂正します。「別紙５　技術提案書の表現例」をHPに添付しているのでご確認ください。 |